

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成27年2月9日(月) 午前10時00分から11時55分
場 所	埼玉会館 5B会議室
出席者数	11名
出席委員	明石委員、関根(正)委員、東谷委員、諸井委員、伊藤委員、齋藤委員、 関根(由)委員、橋本委員、中村委員、志賀委員、久本委員
欠席委員	吉川委員、川島委員
諮問事項 その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ問題への取組について 2 非行防止の立入調査について 3 青少年のインターネット対策について <ol style="list-style-type: none"> ア 携帯電話等に関する調査について イ 子供安全見守り講座について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> 埼玉県推奨図書の推薦について

1 開 会

2 あいさつ

渡邊青少年課長

3 議事録署名委員の指名

伊藤委員、齋藤委員

4 議事要旨

(1) 議事1 いじめ問題への取組について

事務局から資料1に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(東谷委員)

いじめの解消率は、何をもって解消としているのか。

(事務局)

加害者を指導し、十分反省して、被害者に対して謝罪し、お互いに許し合ったことを確認できたものを解消としている。

(諸井委員)

都道府県別のいじめの認知件数(資料1-1、P9)の数字を見ると、埼玉県は小学校1,086件とあるが、他県を見ると、千葉県はその1.3倍、京都府が2.0倍くらいとなっており、かなり県によってバラバラで、同じアンケートをしているのかも分からないし、人口規模から考えても千葉県は100万人少ないが、1.3倍ということは、普通に考えてありえない。この数字を前提にこれがいじめの数と言われても信ぴょう性に欠け、この数字自体が一体何なのだろうという気がする。これはどのような調査なのか御説明いただきたい。

(事務局)

御指摘のとおり、各県によってかなり数字にバラつきがある状況である。もちろんいじめの定義などは法律などで定まっているので、それに基づいて各都道府県で数を把握している。私どもも各学校でアンケート調査を実施して認知を進めるようにしているが、各県で違っているという状況である。これがどうしてかというところまで実は突き詰められてはいないが、私どもとしては、学校現場に、より積極的に認知するよう働きかけている。基本的な調査手法としては、国で定義づけがされ、各学校現場から報告を上げて、それを集計するという作業結果の積み上げである。

(諸井委員)

客観的に見て、北海道と千葉県的人口規模は同じくらいだが、一方は約1,000件で一方は約13,000件で、千葉県はものすごくひどい状況なのかと、この数字だけ見るとそう見えてしまう。京都府はものすごくひどくて、大阪府はその隣の割には良いとなってしまう。これは、本質を表しているのかどうか。これを基に、これで良くなったねとか、これだけ増えましたとか減りましたということはこの会議でやる前提の数字としてはどうなのかと思う。

(明石会長)

この文部科学省の調査というのは、教員がやっていて子供に聞いていないのではないか。だから、諸井委員がおっしゃるのは、教師の主観的な認知でのデータを基にして、議論するのはいかななものか、ということだと思う。だから、文部科学省に対しておかしいと言わないといけないし、担任にも個人差があると思う。基本的に、アンケートの結果と教師の主観をどのように加味して数字を学校単位で上げたのかということがブラックボックスで見えない。私は千葉県在住だが、こんな結果は発表したくない。同じことは不登校の調査でもかつてあった。不登校があると、微熱があるとか風邪を引いたとかで数字を上げなかった。オープンにし始めてやっと不登校の事実と合ってきたが、それでもまだ違う。いじめがたぶん一番違ってくるので、その辺は埼玉県の内部でもう一度独自調査でどのように積算されてきたのか、96%がアンケートをやっていて、そのアンケートの学校単位の結果と先生が報告した件数が、どのように県まで上がってきたのかというのを、精査してくれると分かりやすいと思う。

(事務局)

本県の数が少ないということで色々御指摘をいただいているが、本県においても先生が勝手に判断しているということではなく、先ほどの発見に至った経緯を御覧いただいたように、アンケートをしたり、保護者、その他第三者からの訴えがあったり、もしくは直接Eメール相談とか相談フォームなど相談を受け付ける体制を用意している中でいじめを認知しているわけで、学校の先生が半ば隠蔽的に自分たちでやっているということではないということは御理解いただきたい。やはり、いじめの解決は認知をすることから始まるので、学校現場には再三再四積極的に認知するように呼び掛けて、数字が減ったから嬉しいとかいうことではなく対応するようにと呼び掛けているところである。

(明石会長)

埼玉県は小学校が815校ある。その中で、いじめの件数が1,086件ということは、1校につき1件くらいしかいじめはなかったことになる。データの取り方を、低くしようとする校長もいると思うし、そのままで出そうという

方もいると思う。中学校でも、中学校の数が422校あって、このデータを見ると、1,648件である。学校のアンケートの解釈をどうしたかという手続きを知りたい。それを積算して学校単位で教育委員会に上がってくるので、もう少し手続きをはっきりさせてくれるとよい。

(関根正昌委員)

少し視野を広げると、単純にこういうデータがこれで正しいと出回った時に、埼玉県の不動態業者は喜んでしまう。千葉県よりもこんなにいいですよって。そういう話になってしまうので、その辺の社会性をもうちょっと持たないと、こういう資料をポンと出すのは結構危険だと思う。

(東谷委員)

いじめの解消率が93%と言われるとすごく高い確率で解消しているかのようだが、実際いじめというのは加害者が表面上反省して謝罪しましたというだけで解消するわけがないと思う。その後の被害児童が欠席していないかや、被害児童の気持ちを基準として、解消したかどうかを考えるべきではないかと思うが、その視点は全く入っていないくて93%解消したという表記になっているということか。

(事務局)

加害者は謝罪をして反省をして、被害者が許すと、被害者のその時点の気持ちを確認した上で解消という扱いをしている。被害者の意識を全く無視して、ただ謝ったから解消ということではない。

(明石会長)

解消というのは難しい。いじめは深く潜行するので、千葉県の例で言うと、小学校5,6年でいじめを受けたお子さんが、中学3年の時に自殺している。4年間引きずっている。一見消えるが、消えたと思っても消えていない。いじめというのは簡単に解消と言ってほしくない。いじめは根が深い難しい問題であり、手続き的にこういうレベルで解消したと言わないと、安心してしまう。全学校の生徒指導担当教員対象の県の講習会で、今の意見もぜひ付け加えていただきたい。

(事務局)

今伺った御意見は非常に重要なポイントで、一旦は解消してもそれが潜行したり、再発したり、ずっと根に深く残るということもある。よく経過を観察するということは、教員のハンドブックにも載せているところであり、引き続き学校現場に働きかけてまいりたい。

(2) 議事2 非行防止の立入調査について

事務局から、資料2に基づき説明をし、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

指導した後のフォローアップは半年後、1年後にやるのか。もし指導が徹底していない場合は罰則を適用するのか。

(事務局)

約1か月程度おいて再度訪問する。その際に改善されている店舗もあるが、ごく稀にまだ改善していない店舗もあるので、もう一度指導している。だいたい3回行くと改善している状況である。

(明石会長)

3回までが教育的指導で、それで駄目な場合は法的な処置をとるということか。

(事務局)

最終的にはそういうことになるが、その際は知事による命令となるので、審議会にお諮りすることになる。

(関根由美子委員)

スーパーの中に大きくゲームセンターを展開している場所があるが、6時以降はこれに当てはまるかどうか。夜、パトロールしていると、6時過ぎても結構遊んでいる。一応、帰りなさいと指導しているが、そのような表示もないし、スーパー、大型店舗の中のゲームコーナーはどうなのかお伺いしたい。

(事務局)

ゲームセンターについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で16歳未満の方は午後6時まで、18歳未満の方は午後10時までと決められており、表示のないところや、6時以降や10時以降入っている方がいる場合、罰金100万円以下と、青少年健全育成条例より重い、法律による罰則がある。

御指摘のスーパーなどに併設されている店舗などについては、店舗の広さに対してゲーム機の置いている台数や面積の多い少ないで警察がそれをゲームセンターと判断するかというところで分かれている。実際に6時以降に帰らなくてはいけない店舗かどうかは、店舗の責任者に確認いただいた上で声掛けなどをいただくとありがたい。それでも、あまり遅くまで遊んでいたら、法律がどうかではなく、早く帰りなさいという声掛けをするのはよいと思う。

(諸井委員)

有害図書は、有害と言っているのに普通のところで売っていることがそもそも問題だと思っている。果たして売らなければいけないものなのか、ということだが、それを言うと表現の自由だとかいうことになってややこしくなるが、それでも普通に目に触れるところ、コンビニエンスストアなどで置いていること自体、そもそも青少年の健全育成を阻害するものを置いている、世の中に氾濫させているのは大人なので、そんなことを言ってもしょうがないのかなという気がする。去年の12月に議会で一般質問したが、DVDや本を売っている専門店が私の家の周りに多く、巨大な看板がロードサイドや町の中心あるいは学校の通学路などにバンバン立っている。県の都市整備部と話したら、違反があるのでそのうちいくつかをやっとな撤去することになったが、全体から見たら微々たる数で、そのものずばりの表現をしていないから違法ではないと、色使いもかなり派手だが、色使いの基準をクリアしているのだからいいと。でも、見た人には明らかに分かるし、子供でも分かる。そういう中で、このような場で、こういうものはいけない、健全育成を阻害すると言っておきながら、片方では違法ではないからいいと、放置しているので、そういったことを我々自身が考えないといけないのではないかと。

教育局や教育に関わる団体の方が、そういったことをなくそうと努力したということは私の知る範囲ではあまりない。問題になるのが面倒くさいのか分からないが、細かい規定とか何センチ離れたとか、そういうことを言っているだけでは駄目なのではないか。私は存在を否定するものではないし、子供の頃には興味がなかったといえれば嘘になる。ある意味健全というか普通のことではないかと思うが、正直どこの国に行っても普通のコンビニに立ち読みができるような感じで、そういった本を置いている国はあまりない。アメリカに行っても、そういう専門店はあるが、逆にそこに出入りする人は登録されているくらいで、そういった社会を作らないといけないのではないかと思う。

あともう一点、私の友人のお子さんの高校生に起きたことだが、インターネット上でそういった本を、親のカードを使って買う、あるいは着払いで買い、受け取る時は昼間親がいない家庭で受け取るか、もしくはコンビニエンスストアで受け取るということが今できるということだが、親のカードを使っても何の本を買ったかは具体的に出ないので、本を買ったと言えれば分からない。そういったことへの対応、お願い等をどうされているのかについてもお聞かせいただきたい。

(伊藤委員)

今のお話は、少し認識が違っているのかなと思う部分がある。まず、コンビニエンスストアでの有害図書の取り扱いだが、基本的に有害図書と指定されるものはコンビニエンスストアでは扱っていない。また、18歳以上の方が対象というような表示がされている図書も、コンビニエンスストアでは扱わないと

いう取り決めをして自主規制している。そういった過激な本は店にないようにしている。また、区分陳列の方法は、コンビニエンスストアの例で申し上げると、1番（参考資料「青少年健全育成条例に基づく立入調査に御協力をお願いします」）の方法で行っている。実際は、区分陳列している中の商品というのはすべて上下2点のブルーのシール止めをしているので、青少年が手に取って見ることはできないようになっている。しかも、いわゆる表示図書、指定図書と言われる本は一切取り扱っていない。従って、我々が扱っている部分はあくまでもグレーゾーンに属する部分であり、敢えてこの部分についても取り扱う際には自主的にすべて上下2点のシール止めをして見えないような措置を取っている。また、コンビニエンスストアを121件調査したうちの15件で表示が付いていない、区分陳列が不十分であったということだが、もう一つ申し上げたいのは、実際に1割くらいの店が、区分陳列をするような図書を一切扱っていない。その点から申し上げると、この調査された方がどれくらいの認識をもって調査されたのか分からないが、実際に全く取り扱っていないのに、表示が付いていませんよ、区分陳列がされていませんよ、というような指導をされたケースもあるかと思う。実際に取り扱っていない店については、区分陳列する必要もないし、また表示をする必要もないので、それを切り分けて調査していただければもう少しきちんとしたデータになるのではと思う。よろしくお願ひしたい。

（諸井委員）

1割強が扱っていないということは大変素晴らしいと思う。そういう意味では1割強というのをもっと10割にする努力を、これはコンビニエンスストアだけの問題ではなくて、我々自身がそのようにしていく必要があると思っている。それから、何をもって有害図書なのかということだが、規定で20ページ以上とか5分の1以上とか3分以上とか20場面以上とか、細かく決まっている。そうすると19ページであれば有害図書ではないとなる。先ほどの看板の話と一緒に、それを潜り抜けているというだけの話なので、そこはそれほど素晴らしい話ではないのではと思う。

（伊藤委員）

だから、そういうものを青少年が手にとって見られないように措置をしているということである。あくまでも対象は成人の方もおられるので、一切合財を排除してしまうと、また色々な問題も出てくるし、そこまでの必要があるかどうかについても色々な議論の余地もあろうかと思うので、敢えてそこまで申し上げないが、今青少年の方に向けてはこういった措置をしているということをお理解いただきたい。

（事務局）

立入調査は、インターネットカフェ、書店、カラオケボックス、コンビニエンスストア、携帯電話販売店等で行った。青少年健全育成条例のそれぞれの基準に基づいた対応をしているかを見させていただいた。今後、子どももよく現場を見させていただき、実態を踏まえて、フランチャイズチェーン協会に自主規制いただいているところもあるが、さらに必要なお願いをさせていただくことがあればまた相談させていただきたい。その際は御協力をお願いしたい。

インターネットを通して有害図書の購入ができるということへの対応については、正直、手がついていないという状況である。例えば、推奨図書については、書店業協会がどの程度それを販売したかという実績はデータで示していただけるが、特に大手の量販店、インターネットによる量販店については、なかなかデータによりお示しいただけない状況である。実態がつかめずに踏み込めないという状況である。今後問題意識を持っていきたいと思っている。今のところは自由に買えるという状況である。

(明石会長)

この件については、全国のPTA協議会でも非常に関心を持っており、規制は難しいけれども、PTAの運動として、両親のカードを使って買うのはよくないという啓発活動をやろうとしている。元々健全育成というのは啓発活動が基本にある。大事な御指摘なので、課題として頭に置いていただくとよい。

(3) 議事3 青少年のインターネット対策について

ア 携帯電話等に関する調査について

イ 子供安全見守り講座について

事務局から、資料3に基づき説明を行った後、ネットアドバイザーによる子供安全見守り講座の一部をモデル講座として実施した。委員から次のとおり質疑等があった。

(久本委員)

家ではつなげなくても、喫茶店や駅などの公共の場で無線LANを利用したり、テザリングしたりできるので、その辺は保護者もきちっと子供に教える必要があると思う。

(明石会長)

ネット問題は大きく2つあると思う。千葉県青少年課ではネットパトロールをやっていて、警察とNPOの専門家が小・中・高校生のネット被害の相談を受けている。ABCの評価をつけて緊急に対応するものをすぐ学校に通報する。一番多いのは女子高校生の2年生である。ネットいじめの問題などは緊急に対応しなければならない。もう一つは、小・中・高校生は携帯、スマホを持っているので、ネット教育、啓発教育をどうするのかということである。緊急

対応の問題と啓発教育の問題を含めてやっていくことが必要である。子供安全見守り講座を聞きながら思ったが、ネットには危険があるんですよという中身の啓発をもっともっとやっていくと非常に分かりやすいし、やはり青少年課でネットパトロールをやるとよい。千葉県は発表しているが、なぜか女子高校生の2年生で多くなっている。3年になると進学や就職があるから止める、ということがある。

(事務局)

ネットパトロールは本県でも県立学校に対して行っているところである。発信量が多いので、どの程度追いついているのか私どもも不安に思っているところである。千葉県の状況も参考に勉強させていただきたいと思う。

(4) 4 その他 埼玉県推奨図書のおすすめについて

事務局から、資料4に基づき説明をし、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

よくできているが、これをどのような形で配布しているのか。

(事務局)

チラシは、すべての小学生に学校から配布、中学校と高等学校は各学校の図書館に50部ずつ置いてある。なお、今年度から幼稚園にも配布している。

(明石会長)

これを配布したのが去年の10月か。

(事務局)

10月の読書週間に絡めて、県内の全書店にも30,000部を配布している。

(明石会長)

まず学校の図書館に置くことが大事だが、できれば、学校の図書館以外に、市立とか県立図書館でこれらの本がどれだけ子供たちに利用されているのかという実態のデータが欲しい。どこかでモデルを決めて調べてくれると、この推奨図書の意義が分かる。

(事務局)

配架状況に関しては現在調査を継続しており、また貸し出し状況も調査しているところである。

(志賀委員)

今朝、地元の小学校で読み聞かせをしてきたが、やはり内容を紹介するというのは非常に効果的だと思う。読書ボランティアが子供たちに内容の紹介をすることで、子供たちがこれを借りてみたいと思うようで、こういったことは良い取り組みだと思う。

小学校で今ファーストブックという取組をされている市町村もある。こういったところにも見ていただいて、本の選択をするときに参考になればいいのかなと思う。本を読むことは、子供たちの心の形成や言葉の大切さを学ぶなど色々な良い効果があると私は感じている。特に読み聞かせを行う学校運営ボランティアの方たちにも、子供たちに紹介していくという意味でも、ここに載っている本を読み聞かせに取り入れるよう勧めていただき、子供たちが本に興味を持ってくれるような取組をしていただけるようお願いしている。こういったものがどんどん教育現場や保護者に届き、子供たちの本を読みたいという好奇心につながってくれることを期待したいと思う。

(明石会長)

今年度の定例会は本日が最後である。各委員から感想や提案があればお願いしたい。

(関根由美子委員)

私は子育ては完全に済んでおばあちゃんの域なので、スマホなど苦手な方で、勉強しながら色々と感じているところである。地元の中学校では、新年度入る子供たちに9時以降は携帯電話、スマホの利用自粛を提案している。まだ案の段階だが、小学校は8時、中学校は10時くらいにしようと、お母さんたちに発信していくことが一つの提案なのかなと思っている。まだ手直しが必要だが、我が中学校区、小学校区のお母さんたちと提案して頑張っていきたい。

昨年10月23日の新聞に高校生の女の子に入れ墨を彫ったということで彫り師が捕まったとあった。この会議で提案させていただき条例ができたが、これは1回目の事例か。

(事務局)

初めての適用事例である。

(関根由美子委員)

本当に子供たちは安易に彫って後で失敗したとか言っているのだから、こうやって条例ができたことを本当に感謝している。

(橋本委員)

携帯電話等の調査結果について今日の報告にあったが、生徒の方から自分自

身がメールや電子掲示板などでいじめられたことがあるか、あるいは身近なところでそういったことがあったか、ということの回答が1.4%とか4.8%とか、学年通してしまうと一桁だった。それがちょっと私は気になっていて、やはり学校現場にいると日常化しているような当たり前の会話の中でこんなことがあった、あんなことがあったと話しているが、数字になると一桁になってくると思うと、やはりこういった問題は潜伏しやすく、なかなか表に出てこない問題なのだろうと思う。これが実際に現状であり、私たち大人がそれぞれの役割の中でいったい何ができるのか、一生懸命考えながら、こういう子供たちがきちんと解決の方に向かっていけるような、大人の姿勢や社会の仕組みについてこれからも考えていかなければと思う。

今日の議題の中で立入調査の話があったが、やはり相当な御尽力をいただいていると分かる。やはりこういう社会の中での努力も必要だし、帰宅しなさいよとか、インターネットの利用に関してこうしなさいよという努力義務ということで、特にこういう現場におられる方たちの相談窓口もやはり必要なのかなと思う。これだけのことをしていても、なかなかそれ以上対応が難しいのではないかと、とても難しい場面に遭遇することもあるでしょうし、そういった気になるところを関係機関で情報共有して、「なんとかしてくださいよ。」ではなくて、それぞれができる役割の中で何ができるのかということを検討していけるような場、実際にはたくさんあると思うが、これからもそういった社会の仕組み、私たち大人としての意識役割というのを考えていきたいと思う。

(中村委員)

今年度から関係行政機関という立場で参加しているが、やはり事務局と立場が同じような形で、皆さんの貴重な御意見や提言、県で色々な調査をしていただいた関係資料がとても参考になっている。目的は一緒なので、教育委員会と連携をとったり県と連携をとったりしながら、健全育成に貢献し、子供たちが成長していくように努力していきたいと思う。

(志賀委員)

ネットアドバイザーは私もさせていただいているが、今は持たさない選択をずっと引っ張っていくのも非常に難しい部分があり、地域差もある。やはり一番基本的なところで、インターネットだからどうこうではなくて、家庭での親子のルール決めとか親子で駄目なものは駄目と社会のルールをきちんと子供に伝えていくこと、良いことは良いとならぬものはならぬということをもまず家庭できちんと教えること、家庭教育がネットにもすべてつながっていくのかなということを実感として持っている。私たち親が頑張って子供たちに啓発していくと同時に、やはり周りの大人、行政、先生、多くの人たちの協力がなければ子供たちは育っていかないと思うので、そういった面でも色々な方から御意見をいただいたりお話を伺わせていただいたりして、非常に私自身も参考に

った。

(久本委員)

現職の教師をしているので、ここで出た色々な意見を参考にして実際の生活指導に生かしていきたい。ネットトラブルは女子が多いということは、確かにそうだなと思った。実は私の職場ではネットの書き込みで問題になるのはほとんど女子である。ネットの良さと書籍の良さはそれぞれあると思うが、インターネットは便利だけれども本の良さもあると、特にブラウジングの良さについて、生徒によく話す。今日の書籍の良さというのを生徒にもう少し聞かせたいと思う。

(関根正昌委員)

この会の大変なところは、潜伏したりなかなか表に出てこないところを扱っている事案が多いので、例えば上田知事もよくおっしゃる人口当たりの警察官の人数を増やしました、というようなことであれば、ある程度具体的な効果が見えるが、いかんせんこちらの扱っている問題は、みんなが被害者も加害者もそれを見守る人たちも事なかれ主義じゃないが表に出にくい部分なので、青少年課の方々も御苦労させているのではと拝察する。だから、こういった会で各現場で直に携わって御苦労されている方の意見をできるだけ吸い上げて定期的に議論することは非常に大事だと思うし、できれば入れ墨の話ではないが、年に一つとか二つ、この会を発端にこのように改善したという目に見える効果が出てくるとよりいいのではないか。

(東谷委員)

今日の議題の中では、最近やはりネットの問題がとても大きいということを感じた。自分もスマートフォンを使っていてなんでも分かっているつもりだったが、さきほどの講座を聞いて、アドレスを3回変えられることは全然知らなかったの、そういったやり方で嫌がらせをすることができるんだと驚いた。いじめに関しても、ネットでのいじめだと客観的な暴力暴言と違って周りが気づくことが難しいし、有害図書も陳列されていけば容易に見られないようにすることは可能だが、今はネットで有害サイトを閲覧する方が多いと思うので、それをどうやって阻止するかというのも難しいと思うし、そのサイトを見ようと思わなくてもスクロールしていると何か触ってしまって、訳の分からないページに飛んでしまうこともある。私も全然気づかなかったことだったので、もう少し大人に広まって、子供にもっと注意を向けないといけないという危機意識が広まればと思う。

(諸井委員)

今日の議題では、いじめやネット問題があるが、結論を言ってしまうと、大

人の社会の縮図なので大人の意識を変えないと、お金が儲かるからいいという考えが進むと色々な問題が起きると思う。対応はしていかないといけないが、色々なことが起きている。先日和歌山で起きた事件もそうだし、名古屋大学の女子大生の問題もあったが、なぜあのようなことが起こるのか、ということを考えて手を打っていかないとと思う。人を殺したり傷つけたり盗んだり、そういうことをしては駄目だと繰り返しても、そこは人間みんなが聖人君子ではないし、良い人もいれば悪い人もいて、同じ人間の中でも悪い部分もあるから、そういうことも含めて教えていかないと綺麗事だけ言っても難しいのではないかと思う。そういう意味で、何が必要なのかということだが、やはりスポーツに打ち込むとか、推奨図書の話もあったが、本を読むとか、いじめをして楽しむよりもおもしろい、打ち込めるというものを教育の中で教えていくということを積極的にやっていかないとなくなってしまうのかなと、この一年で考えていた。

(伊藤委員)

私は事業者の立場から、つまり販売する側の立場で参加させていただいた。特にコンビニエンスストアが現在5万店を超えているという状況の中で、いわゆるコンビニエンスストアで有害図書を何の規制もなく販売しているといった社会からの厳しい声もいただきながら、私どもとしても自主規制をしていこうということで、実は10年前からセイフティステーション活動というものに取り組んでいる。大きくは2点あり、町の駆け込み寺になっていこうということ、女性や子供、お年寄りの方たちが駆け込んできたときに、110番してあげる、匿まってあげる、あるいは御自宅に電話してあげるというようなことに取り組んできた。もう一つは、青少年環境の健全化への取組ということで、当然ながら販売する私どもの方がきちんと年齢確認していこうと、お酒やたばこ、成人向けの雑誌等に関して、未成年が購入できないようにしていこうと取り組んでいるところである。まだまだ道半ばだが、以前と比べればかなり自主規制ということで取り組んでいるので、ますます私たちとしても社会的責任を果たしていきたいと考えている。

(齋藤委員)

私は現役の保護者の立場という形での参加となった。実は私たちも様々なことにPTAとして取り組んでいるところではあるが、昨今、非常に今までの常識が通じないような社会環境の変化になってきていると感じている。その中で、危険だから排除する、という価値観だけでは対応していけないのではないかと、PTA連合会の方では考えている。当然、規制も必要だし、触れさせないというような視点も大切だが、先ほどのネットアドバイザーの方の話ではないが、大人の目の届かないところというのが必ず出てくるし、また子供たちの世界もある。そういった中で、触れてしまったときに、子供たちがどう考えるかとい

ったようなこと、生きる力というようなところに重点を置いて、やはりこれからの健全育成ということを考えていかなければという思いも今持たせていただいている。これを使うとどうなるかという想像力や、これを発信してしまったら相手がどうなるのかという思いを巡らせられるよう、子供たちにそれを伝えられるように保護者も色々な情報を集めながら課題を共有して伝えていくことが必要なのではないかと思っている。当然今までやってきた立入調査や様々な取組も必要かと思うが、もう一つ違う視点、保護者が子供たちを守っていくという視点での取組をこれから進めていかなければと思う。

(明石会長)

有名な大阪の近江商人は、「三方よし」を理念としていた。「売り手よし、買い手よし、世間よし。」と、売るだけでは駄目、買った方もいいし、結果として世間もいい、ということである。青少年健全育成というのは、地道な活動である。まず子供が良くなって、家庭が良くなってきて、埼玉県の世間が良くなってくればいい、という地道な活動だけれども、それぞれのベクトルの良さを点検して行って、結果として「三方よし」の哲学でやっていかないと難しいのかなと皆さんの御意見を伺って思ったところである。